

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要領の一部改正について (地域医療介護総合確保基金を活用した事業分)

1 改正を行う理由

地域医療介護総合確保基金管理運営要領（国管理運営要領）の改正に伴い必要となる改正を行う。

2 改正事項

- (1) 第3の2(1)中の「知事が別に定める要件」の削除（国管理運営要領に基づく改正）

改正箇所	改正内容	
第2 (1)エ	改正前	介護施設等の創設と要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、 <u>いずれも令和6年度中に着工すること。</u>
	改正後	介護施設等の創設と要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。【削除】

3 施行期日

要綱改正の公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。